

まちづくりに皆さんの声を～パブリックコメント～
公共施設使用料の減免制度の適正化に向けた
見直し（案）へご意見をお寄せください



ターゲット 11.7

2026 年 9 月 28 日

郡山市財務部

財政課

課長 齋藤 健一

TEL：924-2078

SDGs ターゲット 11.7 「2030 年までに、包摂的かつ持続可能な都市化を促進し、すべての国々の参加型、包摂的かつ持続可能な人間居住計画・管理の能力を強化する。」

公共施設使用料の減免制度の適正化に向けた見直しに当たり、市民の皆さまのご意見をお聞きするため、パブリックコメント手続きを実施します。

- 1 実施する計画 公共施設使用料の減免制度の適正化に向けた見直し（案）
- 2 見直し案の内容 次の方法等でご覧いただけます。
 - (1) 市ウェブサイト
<https://www.city.koriyama.lg.jp/soshiki/25/185504.html>
 - (2) 財政課（市役所本庁舎 2 階）及び市政情報センター（市役所本庁舎 1 階）での閲覧・配布
 - (3) 各行政センター、各市民サービスセンターでの閲覧
- 3 受付期間 令和 8 年 9 月 29 日（火）～令和 8 年 10 月 30 日（金）
※市政に関心のある方どなたでも提案いただけます。
- 4 提案方法 所定の様式、又は任意の様式に住所、氏名、電話番号を明記の上、次のいずれかの方法により提案してください。なお、電話による受付はいたしません。
 - (1) オンライン申請サービス（上記、市ウェブサイトの申請フォーム）
 - (2) 電子メール（zaisei@city.koriyama.lg.jp）
 - (3) ファックス（024-931-3245）
 - (4) 郵送（〒963-8601(住所不要) 郡山市財政課宛）
※令和 8 年 10 月 30 日（金）必着
 - (5) 郡山市財政課（市役所本庁舎 2 階）へ持参
※平日のみ（受付時間 9：00～16：30）
- 5 その他 提案いただいたご意見には、個別回答は行わず、ご意見に対する市の考え方を市ウェブサイトで別途公表します。また、提案いただいたご意見の集約結果の公表に当たっては、ご意見の内容以外(住所・氏名等)は公表しません。



<公共施設使用料の減免制度の適正化に向けた見直し（案）>

本市では、令和 9 年 4 月の公共施設使用料の新料金施行に併せて、利用と負担の適正化を図るとともに、こどもや孫の世代にも安心して利用できる公共施設を引き継ぐことを目的として、減免制度の見直しを進めています。